

明治を編む

—維新史料編纂事務局による維新史料の蒐集と編纂—

浅井良亮

はじめに

二〇一八年は、慶応四年九月八日（一八六八年一〇月二三日）に元号が「明治」へと改元されてから、一五〇年の節目に当たる。政府は「明治一五〇年」と題した紀年事業に取り組み、国内各地では明治維新に関するさまざまな関連事業が計画されている。なかでも、国立公文書館を中心とするアーカイブズ機関では、明治期に関する史料の蒐集・整理、さらにはデジタルアーカイブ化を推進している。いまや国家規模でのアーカイブ推進の機運が高まりつつある。

思えば、今から半世紀前の「明治一〇〇年」にも、同じような風潮があった。政府は紀年事業「明治百年記念式典」を挙行し、社会的にも明治維新・日本近代史への関心が高まった。学界では、この紀年事業に批判的であったものの、逆説的に明治維新史・近代史の研究が飛躍的に進められる研究状況が起こった。歴史資料については、全国各地でさまざまな史料が発見・公刊され、また「日本史籍協会叢書」（東京大学出版会）や「明治百年叢書」（原書房）など戦前に公刊されていた史料集の復刊が行なわれた。

さらに五〇年ほど遡る大正期には、「明治ブーム」ともいえる社会風潮があった。その背景には、明治から大正への改元に加え、維新から半世紀が

経って世代交代が進みつつあったこと、大正一二年に発生した関東大震災によって江戸以来の景観が失われたこと、などがあったという¹。こうした社会状況から、政府や民間のあいだでは、史料編纂の機運が高まりを見せた。政府は臨時帝室編修局や維新史料編纂会を設置し、政府直轄による修史事業に着手した。民間では、すでに旧大名・公家のもとで家史編纂が進められていたが、さらに明治文化研究会などの諸団体が発足し、その活動を活発化させた。こうした動きの中で、やはり新しい史料の発掘・編纂が進められた。

このように考えると、明治改元から五〇年ごとの節目に、明治維新への関心が喚起され、その成果として多くの史料が蒐集・編纂・公刊されてきたといえる。そして、こうして世に出された史料が、以後の明治維新史研究において大いに活用され、今日に至る学術状況を規定している。このことから、明治維新史に対する修史事業に歴史的意義があると言えるのではないだろうか。

本稿では、こうした理解に基づいて、明治四四年から昭和一七年にかけて文部省管下に設置された、維新史料編纂会（以下「編纂会」という。）に注目する。編纂会は、政府直轄事業として維新史料の蒐集・編纂を行なう機関として設立され、『大日本維新史料』の編纂や『概観維新史』などの執

筆を行なった。

編纂会の性格をめぐっては、設立当時から藩閥史観への偏重という批判が向けられており、また戦後には元編纂官をはじめとする歴史研究者から厳しい評価が行なわれてきた²。だが、編纂会による事業については、これまで編纂会が作成した『維新史料編纂会の過去と現在』や元編纂官による回想に依拠してきたところが大きく、近年になって編纂会の成立経緯や臨時帝室編修局との合併問題など実証的な研究が出てきてはいるものの³、その内実はまだ検討の余地が多く残されている。

そこで、修史事業の歴史的意義を考える一端とするべく、国立公文書館などが所蔵する史料を用いて、編纂会による史料蒐集・編纂の実態を検討することとしたい。

第一章 維新史料編纂事務局の編纂体制

ここでは、編纂会の修史業務を担った、維新史料編纂事務局（以下「事務局」という。）⁴について概観しておきたい。

明治四四年五月、勅令一四五号「維新史料編纂会官制」が公布された⁴。同勅令によって「維新史料ノ蒐集及編纂ヲ掌ル」機関である編纂会が発足し、会を司る総裁以下、運営を協議する顧問・委員が任命された。加えて、「維新史料編纂会ノ事務ヲ掌理セシムル」組織として事務局が設置され、実際の編纂事務にあたった。

事務局設置当初、編纂事務は囑託身分である常置編纂員と補助員が六部体制で当たり、各部には常置編纂員・補助員各一名が配置された。その後、経費不足や編纂員の欠員が生じたこともあって、大正二年一月、編纂体

制が六部制から四部制とされ、各部には常置編纂員一名・補助員二名が配置された⁶。

大正七年三月、勅令第二五号「維新史料編纂会官制中改正ノ件」が公布され、事務局職員に関する規定が改正された⁷。囑託身分であった常置編纂員と補助員に代わり、奏任官の維新史料編纂官と判任官の維新史料編纂官補が置かれ、その定員は各六名と定められた。この改正を機に、編纂官・編纂官補には帝国大学などで歴史学を修めた大学出身者が着任する傾向が顕著となった（資料1）⁸。

事務局には、編纂官・編纂官補の業務を支える人びとが多くあった。その一つが、「囑託」である。かつて「囑託」として事務局に在籍した遠山茂樹の回顧によると、この職は官制によって編纂官・編纂官補の定員が定められていたために囑託身分であったが、実際は判任官待遇の常勤職とされ、編纂官補と同様の業務を担ったという⁹。

その他にも、謄写業務を担う存在として、写字生がいた¹⁰。写字生は、編纂官らが蒐集した史料を謄写し、史料原稿や副本を作製した。昭和九年の事務引継書綴によると、定員は「臨時写字生六名」とされている¹¹。しかし、当時の執務記録からは、「臨時雇」の面々が謄写作業に当たっていることも確認できることから、実際にはより多くの人びとが謄写業務を担っていたと考えられる¹²。写字生は各部付として配属され、他部署への異動などで欠員が生じた場合には人員の補充がなされた。

昭和六年七月、基礎稿本四一八〇冊が完成すると、事務局の編纂事務は大きく変更された。編纂官らの業務は「尔後之〔基礎稿本―引用者註〕ニ修補ヲ加フルコト」とされ、修補作業を進めるために一部が増設され、五部体制となった。また、「各部綱文ノ統一ヲ計」るため、綱文統一部が新設された¹³。さらに、完成した基礎稿本を分散保存するべく、稿本複製課が

設置され、複製稿本の作製が行われた¹⁴。

加えて、基礎稿本の完成をみたことから、編纂史料の刊行が計画された。昭和一一年度には稿本の綱文と出典情報のみを掲載した『維新史料綱要』が、同一三年度には編年体史料集『大日本維新史料』が刊行され始めた¹⁵。

同一三年六月、編纂会総裁の金子堅太郎は「維新史刊行ノ議ヲ進ル表」を上奏し、「維新史料ニ基キテ維新史ヲ編修シ、之ヲ公刊」する裁可を仰いだ¹⁶。これにより、「国民購読」を目的とした『概観維新史』が二箇年計画で、「専門史家」を読者に想定した『維新史』が五箇年計画で執筆・刊行されることとなった。

この状況に応じるため、事務局の編纂体制は大幅に改編された。事務局長（文部次官兼任）と事務監理（文部省秘書課々長兼任）による監督のもと、編纂部が設置された。編纂部は、概観維新史刊行部・維新史刊行部・大日本維新史料刊行部・維新史料綱要刊行部からなり、それぞれ執筆ないし編纂業務に当たった¹⁷。昭和一五年に『概観維新史』が刊行されると、概観維新史刊行部は維新史刊行部へ吸収され、『維新史』の執筆が急速に進められた。また、大日本維新史料刊行部と維新史料綱要刊行部は史料刊行部に統合された¹⁸。

昭和一六年、当初の五箇年計画を繰り上げるかたちで、『維新史』五巻が成稿した。同年九月、金子は「維新史ヲ上ル表」を上奏し、「編纂ノ完成」を報告した¹⁹。翌一七年五月、行政簡素化に関する一連の動きの中で勅令四八八号「維新史料編纂会官制廃止ノ件」が公布され、編纂会が廃局されることとなった²⁰。これに伴って事務局も廃止されることになり、『大日本維新史料』刊行といった残務処理は新設された文部省史料編修課に引き継がれた²¹。

第二章 事務局による史料蒐集

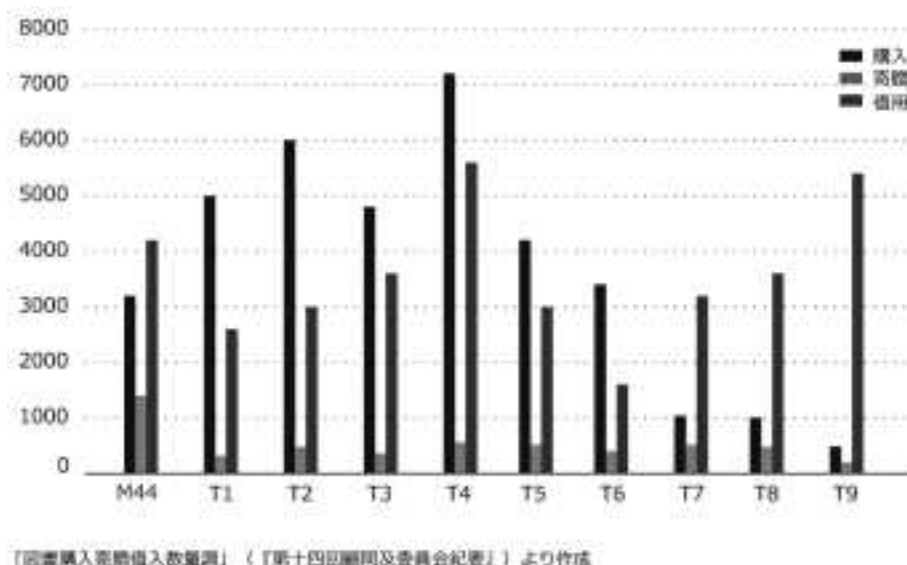
第一節 さまざまな蒐集方法

前章でみたように、編纂会の本来的役割は、維新史料の蒐集と編纂にあった。ここでは、事務局による史料蒐集に焦点を絞って、その実態を探ってみたい。

事務局の史料蒐集は、主に「長老故老ノ経験談話ノ聴取ヲ始メトシ閲覧、借入、購入、寄贈依頼、副本作製等」の方法で実施された²²。なかでも、その主軸にあつたのは借入であつた。

資料2は、明治四四年から大正九年の期間において、購入・寄贈・借入それぞれの方法をもって蒐集された史料点数の推移をグラフ化したものである。これを見ると、開局より購入数が年々増加していくものの大正四年をピークに減少の一途を辿り、その一方で借入数は大正六年以降も順調に増加を続けていることが分かる。事務局による蒐集点数は、最終的に、購入五一七七三点・寄贈八二八三点・借入六八四〇二点を数えた²³。事務局による史料蒐集において、借入という方法が最も大きな位置を占めた。

史料の借入にあたっては、まず目録をもとに、所蔵調査が行われた。例えば、大正一三年六月、事務局第四部甲を主任した編纂官・薄井福治は、内閣官房からの史料借入に先立ち、五日間にわたって「内閣文庫ノ目録調査」を実施している²⁴。所蔵調査に用いられた目録は、各機関から寄贈されるもの、編纂官らによる史料探訪出張において作成されたものなどがあつた。このように、蒐集すべき史料の所蔵調査を行うことも、編纂官の重要な業務の一つであつた。



資料2 維新史料編纂事務局による資料蒐集点数 (明治44年～大正9年)

所蔵調査の結果、閲覧を希望する史料が決まると、編纂官は事務局長に上申し、借入の決裁を仰ぎ、所蔵機関への申請がなされた。次に掲げる史料は、事務局から内閣記録課に提出された閲覧依頼である。

図第四三号

貴課御保管ノ左記書類今般当局編纂官補藤井甚太郎ヲ以テ貴課へ差出
編纂上ノ参考トシテ閲覧為致度候間可然御取計相成度此段及御依頼候
也

大正八年二月五日

維新史料編纂事務局長黒沢次久

内閣記録課長下條康麿殿

記

一 公文録 明治元年并明治二年分

一 華族家記²⁵

ここからは、「公文録」と「華族家記」の閲覧のため、編纂官・藤井甚太郎を派遣する旨を依頼していることが分かる。さらに、同月七日には、閲覧を申請した史料を「抄写致度」と照会している²⁶。

閲覧の許可が下りると、事務局採訪掛を通じて閲覧・借入を希望する史料の目録が手渡された。内閣官房記録課が作成した「閲覧願綴込」には、事務局からの閲覧・謄写願に続いて、詳細な史料目録が綴り込まれている²⁷。提出された史料目録をもとに、内閣官房記録課は閲覧・借用のための史料を出納したとみられる。

第二節 史料の借入

大正一二年四月に実施された第二八回稿本提出において、第四部甲が作

成した基礎稿本の引用書目をみると、その内訳は編纂会所蔵史料が六六冊（二六・五％）・他機関所蔵史料が一八三冊（七三・五％）であった²⁸。ここからは、事務局による史料編纂において、他機関から借り入れた史料が大きな役割を果たしていたことが分かる。この借入史料を機関別にみると、東京帝国大学史料編纂掛が一〇九冊（五九・六％）と突出しており、次いで内閣文庫が一九冊（一〇・四％）を占めている。事務局にとっては、この両機関が主要な借入機関であった。

では、所蔵機関側はどのように対処していたのだろうか。ここでは、内閣文庫を管理していた、内閣官房記録課による貸借対応を確認しておきたい。

国立公文書館が所蔵する「諸雑公文書」には、大正一四年から昭和一〇年のあいだに内閣官房記録課が作成した、他官庁による閲覧記録簿類（以下「閲覧簿」という。）が伝わっている（資料3）。これらの標題には「閲覧」の文言が記されているが、実際には貸借史料の出納管理簿の役割を果たしていたと考えられる。

資料4は、大正一四〜一五年における、内閣文庫の閲覧件数を機関別にまとめたものである。これを見ると、さまざまな省庁・機関に比して、事務局と臨時帝室編修局による利用が大半を占めていることが瞭然である。そのため、内閣官房記録課は両機関の閲覧簿を別冊とする措置を取り、その貸借史料の管理を徹底させていることが窺える。

では、事務局の閲覧・借入状況はどのようなものであったのだろうか。資料5は、各種閲覧簿をもとに、大正一四〜昭和一〇年における事務局の利用状況をまとめたものである。これを見ると、昭和二〜三年にかけて、「華族家記」や「公文録」の集中的な閲覧・借入が行われている。華族家記とは、太政官が華族に対して提出を命じた維新関係史料で、慶応三年一

〇月の大政奉還から明治初年にかけての達・願・伺・届といった諸文書を各家ごとに取り調べたものである。特に、昭和七年までは華族家記の利用が圧倒的に多いことから、基礎稿本作成段階において、旧公家・武家の動向を調査する目的で頻繁に利用されていたと考えられる。

一方で、昭和九〜一〇年にかけては、華族家記に代わって「太政類典」や公文録の閲覧・借入のみとなっている。また、閲覧頻度についても、日曜を除くほぼ毎日の利用が行われている。このことから、修補作業段階において、政府の公文書を用いた修補が集中的に実施されていたことが窺える。

第三節 史料採訪出張

所蔵機関からの史料借入に加え、事務局が注力したのが、史料採訪であった。『維新史』の刊行に携わった編纂官・森谷秀亮は、次のように回顧している。

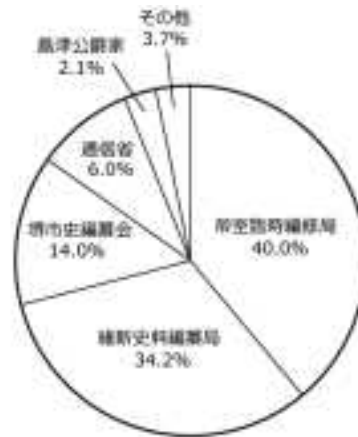
東京にいて、いろいろな諸家、旧大名に提供してもらうことをお願いするだけでは不十分なので、隠れたところの史料も非常にたくさんあるというので、それで少なくとも大正の全時代においては、史料採訪ということに非常に力を注いでいたように考えます。²⁹

史料採訪については、大正四年末から大正五年初頭ごろに編纂会がまとめた事業報告冊子「事業の経過」において、次のように方針が掲げられている。

こゝに於てか採訪すべき史料の種類及び方面を定め（中略）史料の方面は之を分ちて、東京及地方の二とし、更に東京の部を細別して、官庁署、図書館、華族、名士、維新史研究諸会等とし、地方を細別して、

資料3 国立公文書館所蔵「諸雑公文書」中の「閲覧簿」

請求番号	題名	標記	年代域
昭46館00582100	大正十四年大正十五年 海外公文書類閲覧	内閣書記録簿公文	T14.5~T15.12
昭46館00584100	臨時空軍編成局 海外閲覧簿		52.1~53.12
昭46館00585100	維新史料編纂事務局 海外閲覧簿 二	昭和二年	52.1~53.10
昭46館00583100	海外閲覧簿 三	昭和二年記	52.1~53.12
昭46館00586100	海外閲覧簿	青森編 ()	54.1~55.12
昭46館00587100	海外閲覧簿 一	昭和六年 昭和七年	56.1~57.12
	海外閲覧簿 一	昭和四年 昭和五年	54.1~55.12
	海外閲覧簿 二	臨時空軍編成局 昭和六年 昭和七年	56.1~57.12
昭46館00588100	海外閲覧簿 三	維新史料編纂事務局 昭和四年 昭和七年	54.1~57.3
	海外閲覧簿	昭和八年記	58.1~59.12
昭46館00589100	海外閲覧簿	昭和十年記	510.1~510.12



「海外公文書類閲覧」より作成

資料4 内閣文庫の機関別利用状況（大正14年～15年）

資料5 維新史料編纂事務局による内閣文庫閲覧状況（大正14年～昭和10年）

年	日数	冊数	閲覧史料			
			大政集典	公文録	華族家記	その他
T14	13	164		30	141	13 (皇族家記)
T15	29	280		83	197	
52	64	717		178	536	3 (公文別録 2 / 経緯録 1)
53	123	2262	51	383	1798	30 (秘書書牘 17 / 公文別録 6 / 経緯録 4 / 通達記録 2 / 臨時空軍編成局書牘 1)
54	25	195		190	3	2 (官報草案 1 / 皇清大正正二位大久保利通葬送略記 1)
55	22	300			300	
56	24	482			482	
57	15	278			278	
58	0	0				
59	133	863	563	300		
510	236	1240	632	608		
計	604	6781	1246	1752	3735	48

資料3提出の「閲覧簿」より作成

旧公家、旧藩主、藩臣、名士、道府県、郡、市町村等の公共団体、図書館等とせり³⁰

これによると、史料採訪先として「東京」と「地方」の区分が設定されており、前者については官庁・在府華族・研究団体、後者については旧藩関係者・地方行政機関などが具体的対象として挙げられている。

資料6は、明治四五年から大正九年にかけて事務局が実施した、史料採訪の出張先を府県別にまとめたものである。これをみると、まず全国をほぼくまなく訪問していることが分かる。地域別にみると、畿内諸府県が突出して多く、また北日本での採訪も頻繁に実施されていることが分かる。

一方で、西南諸藩が集中する中国・四国地方は少ないが、こうした地域の旧藩主家は東京に家史編纂所を設置していることが多かったためであろう。

では、史料採訪の実態は如何なるものであったのだろうか。大正一三年一月、編纂官の薄井・森谷によって、新潟・東北出張が実施された。出張の目的は「戊辰東北戦争関係史料ノ内至急稿本編纂ニ要スルモノヲ蒐集」するところであり、その採訪先として新潟（長岡市・小千谷町・六日市村・新潟市・新津町・村松町・新発田町・村上町）、秋田（秋田市・大館町）、福島（福島市・二本松町）が選定された。

出発に先立ち、薄井は採訪先に縁のある旧大名家（長岡の牧野子爵家・新発田の溝口伯爵家・村上の内藤子爵家・大館の佐竹男爵家・二本松の丹羽子爵家）を訪ね、「出張につき紹介を依頼」した³¹。ここでいう「紹介」とは、史料採訪における便宜供与という意味であり、実際に長岡における史料採訪では「長岡市ノ史料採訪ニ関シテハ牧野子爵ノ紹介ニ因リ便宜ヲ得タル点甚ダ多」かったという³²。

現地では、各役所などにおいて関係者と面会し、史料閲覧や故老からの聞き取りを実施した。この時のことを、森谷は次のように回顧している。

そしてまた、これがただぶらっと行くわけではありませんから、もちろん一番最初に公文書を県庁なり市役所のほうに出しておく。そうすると、向うのほうでちゃんと用意しておくわけですから、県庁とか市役所から各々関係のあるところにちゃんと連絡しておくので、材料はあるところにちゃんと集めておいてくれる。まあ個人の家に特別に訪問するときもありますけれども、多くは図書館なら図書館のようなところに史料を集めておいてくれる。³³

長岡市では、長岡市長・古志郡長以下の行政官吏や図書館関係者などと面談し、故老二名から「実歴談ヲ聴取シテ之ヲ筆記」した。長岡市立図書館互尊文庫では、所蔵・保管されている史料を調査し、その目録を作成した。また、牧野家の祖廟がある悠久山蒼柴神社、「戊辰殉難者ノ招魂碑」を实地踏査した³⁴。

このように、各地に派遣された編纂官らによって、史料の採訪が行なわれた。帰京後には出張報告書が作成され、現地での概況、調査先の史料所蔵目録、聞き取りした談話筆記などが盛り込まれた。

第三章 事務局による史料編纂

第一節 日歴稿本の作製

事務局は、蒐集した史料をもとに、維新史料の編纂にあたった。では、編纂作業は、どのような手順で行われたのだろうか。ここでは、事務局による史料編纂について、その実態を概観しておきたい。

史料編纂の手順について、「事業の経過」には次のような叙述が確認できる。

資料6 維新史料編纂事務局による史料探訪出張（明治45年～大正9年）

道庁系	明治45	大正2	大正3	大正4	大正5	大正6	大正7	大正8	大正9	回数
北海道			1				1			2
青森県							1	1		2
岩手県								1		1
宮城県				1		1	1			3
秋田県				1	1					2
山形県					1	2		1		4
福島県		1				2				3
茨城県			1	1	1					3
栃木県	1			1						2
群馬県						1				1
埼玉県										0
千葉県				1						1
神奈川県	1			3	1	2	1			8
新潟県			1				1		1	3
富山県										0
石川県										0
福井県			1			1			1	3
山梨県										0
長野県								1		1
岐阜県								1		1
静岡県	1	1	1	1	1			1		6
愛知県	1			2					1	4
三重県		1		1				1		3
滋賀県										0
京都府		2			2	1	1	1	1	8
大阪府		1		2			1		1	5
兵庫県	1	1	1		1		1	1	1	7
奈良県				1	1					2
和歌山県				1	1					2
鳥取県					1					1
島根県										0
岡山県										0
広島県					1					1
山口県			1		1					2
徳島県										0
香川県										0
愛媛県				1			1			2
高知県				1						1
福岡県					1		1			2
佐賀県								1		1
長崎県				1						1
熊本県							1			1
大分県										0
宮崎県										0
鹿児島県		1	1			1				3
沖縄県										0
計	5	8	8	19	14	11	11	10	6	92

「史料蒐集及調査ノ為ニ出張」（『第十四回総務及委員会紀要』）より作成

而して編纂手続に関しては、第一に日歴の編纂、第二に史料の蒐集及び整理、第三に大日本維新史料稿本の編纂といふ順序に拠ることゝ爲せり³⁵

すなわち、事務局による維新史料編纂は「日歴稿本の作製↓関係史料の蒐集・整理↓稿本の作成」という流れで行なわれたことが分かる。

ここでいう「日歴稿本」とは、明治四四年七月から同一〇月に事務局が作製し、「本会〔編纂会―引用者註〕職員ニ限り配布」した資料である。その内容は、「幕末維新ノ政変ニ関スル事実ノ梗概ヲ輯録セルモノ」、すなわち弘化三年正月から明治四年七月における政治的事件について、日別に綱文を列記したものとなっている³⁶。編纂官の言葉を借りれば、日歴稿本は「年表みたいなもの」であった³⁷。

そもそも、日歴稿本は「本会力史料ヲ採集スルニ方リ之カ旁索参照ノ用ニ供センカ為メ」に作製されており、あくまで編纂官らによる史料蒐集の参考用資料という性格のものであった。そのため、その作製にあたっては、「既刊ノ史籍」を典拠として「短期間ニ脱稿」されており、最低限の註釈が付与されるに止まっている³⁸。

第二節 史料原稿の作成

さまざまな方法で蒐集された史料は、編纂官・編纂官補によって内容の精査が行われ、編纂上必要と認められる箇所に附箋が貼付された。附箋貼付作業について、維新史料編纂官として『概観維新史』の刊行に従事した藤井貞文は、次のように回想している。

ぼくらは史料採訪目録を見るのです。弘化三年から安政六年十二月ま

でが第一部で、ぼくはその第一部に入ったのですが、その年代の入っている史料を借りるわけです。それを見て、これは綱文にかけられるというような箇所に附箋をつけて書き抜かせるんです。³⁹

ここから分かるように、附箋が貼付された箇所について写字生が謄写を行い、史料原稿や副本の作成を行った。

謄写が終ると、史料原稿の整理が行なわれた。この点について、藤井は次のように語っている。

それで一日十枚程度の筆写ですから、一日に約五十枚、それを校正し、それに乙号用紙と言うのをつけて、それに史料名と出典を筆で書き込み、摘要を記して整理棚に排列するのが毎日の仕事で実は大変でした。⁴⁰

筆写が終わった謄写原稿は、「乙号用紙」（正式名称・史料登録用紙乙）が貼付され、そこに史料の日附・名称・出典・摘要が記入された。

謄写が終わると、編纂官が校正を行った。校正が済んだ史料原稿は、執務室内の整理棚に格納され、編纂官の供覧に付された。

第三節 稿本の編纂

事務局による史料稿本は、単位の綱文とその関連史料から構成されている。綱文については、日歴稿本を下地に追補がなされた。立項された各綱文には、選別された史料原稿を付され、これが基礎稿本とされた。作成された基礎稿本は、添付資料とともに、年三回提出された。

昭和六年に基礎稿本四一八〇冊が完成すると、稿本の修補作業が進められた。綱文統一の手によって綱文の文言に修正が加えられ、さらに『維新史料綱要』刊行時にも修正が加えられた。また、前章で見たように、修

補作業時期にも史料蒐集は行なわれており、積極的な史料の追捕がなされた。

事務局による編纂作業は、概ねこのようなかたちで行なわれ、最終的に四二七冊の「大日本維新史料稿本」が作成された。

むすびにかえて

維新史料編纂事務局では、歴史学を修めた大学出身者を中心とする編纂官らによって、精力的な史料の蒐集と編纂が行われた。

史料蒐集にあたっては、膨大な量の史料閲覧・借入の実施が行われており、そのために所蔵機関・事務局双方において、史料管理のための記録が作成された。また、各地への採訪出張を重ね、多くの新出史料や談話筆記を蒐集した。ここでは紹介しなかったが、編纂会が海外での史料採訪を行っていたことも興味深い。

史料編纂については、《日歴稿本の作製→史料原稿の作成→稿本の作成》という流れで進められ、稿本における網文や収録史料の修正が繰り返し行われた。その作業の間には、編纂作業のための参考資料が作成されており、それらの中には公刊されたものもあった。

事務局による編纂事業は、徹底した史料主義に基づいて行われたといえる。だからこそ、事務局が編纂した各種史料集は、現在でも極めて水準の高いものとして活用され続けているのである。

1 木村毅ほか「座談会 維新史研究の歩み 第二回」《『日本歴史』二四七号、一九六八》。また、大久保利謙によると、明治二〇年代には「江戸ブーム」が沸き起こっており、そうした情勢の中から「維新を見直し始め」る動きが現れたという（政治史料課「大久保利謙先生に聞く 近代政治史料収集のあゆみ」『参考書誌研究』七三、二〇一〇）。

2 大久保利謙「王政復古史観と旧藩史観・藩閥史観」《『法政史学』一二号、一九五九》。遠山茂樹『明治維新と現代』（岩波新書、一九六八）。小西四郎「文部省維新史料編纂会・文部省維新史料編纂事務局小史」（大久保利謙ほか『維新史』と維新史料編纂会）吉川弘文館、一九八三）。田中彰『明治維新観の研究』（北海道大学図書刊行会、一九八七）。

3 箱石大「維新史料編纂会の成立過程」《『栃木史学』一五号、二〇〇一》。堀口修「維新史料編纂会と臨時編修局の合併問題と協定書の成立過程について」《『日本大学精神文化研究所』三六集、二〇〇五》。また、『東京大学史料編纂所史料集』（東京大学史料編纂所、二〇〇一）に収録されている、箱石による「文部省所管維新史料編纂事業」の解説が非常に参考となる（同書、七六五～七六八頁）。

4 国立公文書館所蔵「維新史料編纂会官制・御署名原本・明治四十四年・勅令第百四十五号」御〇八九〇三一〇〇、（アジア歴史資料センターにて閲覧可、JACAR Ref. A03020902800）。

5 事務局は、初め麹町区三年町の旧工部大学校舎に置かれたが、大正一二年の関東大震災によって倒壊したため、同区霞ヶ関に新築された文部省庁舎内に移った。

6 維新史料編纂会「事業の経過」（国立公文書館所蔵、E 210-0167）。国立公文書館所蔵「維新史料編纂会官制中追加・御署名原本・大正七年・勅令第二十五号」御一一一〇四一〇〇、（JACAR Ref. A03021127000）。

7 編纂官の顔触れについては、森谷秀亮が詳しく回顧している（小沢栄一ほか「座談会 維新史研究の歩み 第一回」『日本歴史』二四六号、一九六八）。

8 遠山茂樹「維新史料編纂事務局と大塚武松先生について」《『横浜開港資料館紀要』一八号、二〇〇〇）。

9 写字生については、藤井貞文や大久保利謙による回顧がある（前出、「座談会 維新史研究の歩み 第一回」。政治史料課「大久保利謙先生に聞く 近代政治史料

- 11 収集のあゆみ二二『参考書誌研究』七四、二〇一一。
 「昭和九年維新史料編纂事務局事務引継書」(前出『東京大学史料編纂所史料集』七八二〜七八五頁)。
 12 国文学研究資料館所蔵「執務備忘」、43 D薄井福治記録29ほか。
 前出「昭和九年維新史料編纂事務局事務引継書」。
 13 基礎稿本の複製は四部作製され、宮内省・京都御所・明治神宮・編纂会にそれぞれ格納することとされた(第八十六回帝国議会説明材料)『東京大学史料編纂所史料集』七九三〜八〇九頁)。
 14 『維新史料綱要』は昭和一二年から同一八年にかけて、計一〇巻が公刊された。また、『大日本維新史料』は数百冊規模の刊行が計画されたが、昭和一三年から同一八年にかけて一九冊の公刊をみたのみで刊行中止とされた。
 15 「維新史料刊行ノ議ヲ進ル表(決定案)」(前出『東京大学史料編纂所史料集』七八五〜七八七頁)。
 16 国立国会図書館所蔵『文部省職員録』、昭和一三年(14.1-53)。
 17 国立国会図書館所蔵『文部省職員録』、昭和一五年(14.1-53)。
 18 「維新史編纂完成ニ付報告(案)」(前出『東京大学史料編纂所史料集』七八七〜七八九頁)。「維新史ヲ上ル表(案)」(同書、七八九頁)。
 19 国立公文書館所蔵「維新資料編纂会官制廃止ノ件・御署名原本・昭和十七年勅令第四八八号」、御二六三三七一〇〇(JACAR Ref:A03022738800)。
 20 国立公文書館所蔵「官房各課事務分掌規程史料編修課」、昭五九文部〇一一三七一〇〇。
 21 前出「第八十六回帝国議会説明材料」。
 22 前出「第八十六回帝国議会説明材料」。
 23 前出「第八十六回帝国議会説明材料」。
 24 国文学研究資料館所蔵「局中日誌」大正一三年六月九日〜同一三日条、43 D薄井福治記録30。
 25 国立公文書館所蔵「公文書類貸出并閲覧伺綴込」、昭四六総〇〇六九〇一〇〇。前出「公文書類貸出并閲覧伺綴込」。
 26 国立公文書館所蔵「閲覧願綴込 一」、昭四六総〇〇六九一一〇〇。
 27 国文学研究資料館所蔵「稿本引用書目」、43 D薄井福治記録45。
 28 前出「座談会 維新史研究の歩み 第一回」。
 29 前出「事業の経過」。
 30 国文学研究資料館所蔵「局中日記」大正一三年一〇月二〇日〜同一一月三日条、43 D薄井福治記録31。
 31 国文学研究資料館所蔵「出張報告書草稿」43 D薄井福治記録36。
 32 前出「座談会 維新史研究の歩み 第一回」。
 33 前出「出張報告書草稿」。
 34 前出「事業の経過」。
 35 「例言」、『維新史料編纂会参考用 日歴稿本』維新史料編纂会、上巻、一九一二、一〜二頁。
 36 前出「座談会 維新史研究の歩み 第一回」。
 37 前出「例言」。
 38 前出「座談会 維新史研究の歩み 第一回」。
 39 前出「座談会 維新史研究の歩み 第一回」。
 40 前出「座談会 維新史研究の歩み 第一回」。
 41 (アジア歴史資料センター研究員)